令和８年度第２回倉吉市中学校部活動地域展開等推進協議会

日　時　令和８年 10 月１日（木）
　　午後２時 00 分から午後３時 30 分まで
場　所　倉吉市役所北庁舎　３階　Ａ会議室

日程

１　開　　会

２　あいさつ

３　報告事項
（１）教職員の兼職兼業に係るアンケート結果について

４　協議事項
（１）倉吉市中学校部活動地域展開等推進協議会の意見とりまとめの方向性（案）
　　－認定地域クラブ活動について
（２）その他

５　そ の 他
　次回、推進協議会　２月開催予定

６　閉　　会

報告事項（１）

倉吉市中学校部活動の地域展開に伴う「兼職兼業」に関する意向調査（アンケート）について

スポーツ庁、文化庁が進める「中学校部活動の地域展開・地域連携」に伴い、休日の受皿となる既存地域クラブ等での指導者確保が全国的な課題となっております。

本調査は、小中学校の教職員等対象に既存地域クラブの指導者として従事することについての意向等を把握するために実施したものです。

※部活動の兼職兼業届とは、教職員が「既存（認定）地域クラブ活動」で報酬を得て指導を行うために、事前に教育委員会などの任命権者から許可を得るための申請手続きです。

１　目　的

中学校部活動の地域展開に向けて、指導者となり得る人材の数と、それに伴う兼職兼業に関する意識・課題の把握、検討可能な競技等の実態を把握するもの。

２　対象者

倉吉市内小中学校の教職員（管理職、講師も含む）

対 象 者	461人
回答者数	371人
回 答 率	80.5%

３　アンケート実施期間

令和８年６月22日（月）から令和８年９月30日（水）まで

４　主な調査項目

（１）基本情報（学校名、勤務形態、部活動の顧問、その活動の経験・専門性）
（２）既存地域クラブ等への参加意向（地域クラブ等での指導・運営に携わることを希望するか）
（３）参加希望の条件（謝金、報酬の基準、交通費、大会引率にかかる費用）
（４）兼職兼業に関する懸念点（手続の煩雑さ、本務への影響）
（５）部活動の地域展開や教員の兼職兼業に関する意見や要望

アンケート結果

1　全体の概要

小学校・中学校の教職員ともに、部活動の地域展開には賛同の意向がある一方で、実現には制度設計と財源・人材の安定化が不可欠だという認識がある。現状の教職員負担の大きさや、安全確保・責任の所在といった実務的な課題が、兼職兼業への意向を左右する重要な要因として挙げられている。

2　小学校教職員の視点

➢部活動を地域展開する意義は認めつつも、教育目的を優先する子どもの心身の成長や「生涯スポーツとしての継続」を重視している。

※子どもの身体と心の成長を考えない、勝利至上主義にならないかと心配

➢現行業務量・時間外業務の多さが、兼職兼業・地域展開の実現を難しくしている。

※部活動に関わる時間が減っても、業務量的には通常範囲の仕事量

➢事故・トラブル時の責任所在を明確化する規約が求められる。

3　中学校教職員の視点

➢初期費用・年間の運営費・大会帯同費用など、運営に係る自己負担の不安がある。

➢休日の部活動に対する方向性を教職員、生徒、保護者に伝えていただきたい。

➢教職員だけに頼らず、地域の専門指導者・専任職員の設置など、持続可能な体制を要望する。

※教職員が人材確保の優先順位としてどれくらい高いのかについても気になる

4　回答の背景（推察）

➢部活動の地域展開や教職員の兼職兼業に関しての自由記述には、「直接的な不安を示す明確な表現」は多く見られなかった。しかし、回答者が「どこまで深掘りして答えるべきか」「どの程度の範囲で意見を述べてよいのか」という点で無意識に慎重になっている様子は読み取れる。したがって、教職員の不安を取り除くことによって、指導者として関わることを希望する割合が変わる可能性はある。また、安心して子どもを預けることができる環境を作るというところでは、教職員が人材確保の優先順位は高いと推測する。

5　今後の課題

➢「時給・日当・手当の明確化」「時間外勤務の制限の可視化」「校務分掌との適切な分離・負担軽減策」といった条件が整えば、関与意欲が高まる層が増える可能性が高い。

➢全体として「関わりたい」より「慎重・否定的」の比率が高い。特に中学校の部活動の実務負担・校務負担・リスク管理への懸念があり、制度設計の明確化が課題になる。

➢小学校の教職員においては、一定の条件を整えることで関与の余地が生まれる可能性があるが、やはり「負担の軽減」と「透明性のある報酬・費用負担」が課題になる。

プレビュー　部活動の地域展開に伴う「兼職兼業」に関する意向調査（アンケート）

部活動の地域展開に伴う「兼職兼業」に関する意向調査（アンケート）

Q1．基本情報について教えてください。

（1）お名前 必須

氏　　名

（2）学校名 必須

（3）現在の勤務形態 必須

- ○ 管理職
- ○ 教諭
- ○ 常勤講師
- ○ 非常勤講師
- ○ その他

選択解除

（4）現在、部活動の顧問を担当していますか 必須

- ○ 担当している
- ○ 担当していない　→　Q2．に飛びます。

選択解除

（5）現在の担当部活動（今年度） 必須 選択肢の結果によって入力条件が変わります

（6）その部活動の経験・専門性 を選択してください。 必須

選択肢の結果によって入力条件が変わります

- ○ 自身に競技・活動経験があり、技術指導ができる
- ○ 経験はないが、ルール等の知識があり多少の指導はできる
- ○ 未経験であり、技術指導は難しい

選択解除

Q2．地域クラブでの中学生に対する指導について教えてください。

（1）部活動が地域展開された際、兼職兼業の手続きを経て、地域クラブの指導に携わることを希望しますか？ 必須

- ○ 積極的に希望する（条件に関わらず携わりたい）
- ○ 報酬や活動時間などの条件が合えば希望する
- ○ 現時点ではどちらともいえない（条件次第で検討したい）
- ○ 希望しない（条件に関わらず行うつもりはない）　→　（6）に飛びます。

選択解除

（2）兼職兼業として従事する場合、どの程度の報酬であれば希望（または検討）しますか？

必須　選択肢の結果によって入力条件が変わります

- ○ 報酬は必要ない
- ○ 時給1,500円～2,000円未満
- ○ 時給2,000円～2,500円未満
- ○ 時給2,500円以上
- ○ その他（具体的な金額をご記入ください）

選択解除

（3）報酬の「支給形態」や「手当」について、重視するポイントは何ですか？ 必須

選択肢の結果によって入力条件が変わります

※複数選択可

- □ 明確な「時給制」であること（実労働時間に応じた支給）
- □ １回（１日）あたりの「定額制（日当）」であること
- □ 交通費（ガソリン代・公共交通機関費）が実費支給されること
- □ 大会引率や遠征の際、宿泊費や食費などの手当が別途支給されること
- □ その他（具体的な内容をご記入ください）

（4）希望する「活動頻度・時間」について教えてください。 必須

選択肢の結果によって入力条件が変わります

※複数選択可

- □ 土日どちらか片方のみ（週１日程度）
- □ 土日両方（週２日程度）
- □ 月に１～２日程度
- □ 長期休業中（夏休み等）のみ
- □ その他（具体的な頻度・期間についてご記入ください。）

（5）指導・従事を希望する種目について教えてください。 必須

選択肢の結果によって入力条件が変わります

- ○ 現在顧問をしている種目
- ○ 自身の専門・経験のある別の種目（具体的にお答えください）
- ○ 種目にはこだわらない（運営補助や引率等のサポートでも可）

選択解除

（6）兼職兼業を行うにあたり、不安に感じる点や、希望しない理由は何ですか？ 必須

選択肢の結果によって入力条件が変わります

※複数選択可

- □ 本務（学校業務・授業準備等）への影響や、自身の体力的な負担
- □ 休日（プライベートや家庭）の時間をしっかりと確保したいため
- □ 報酬（謝礼金等）の支給額や、手当の基準が不明確なため
- □ 地域クラブでの活動中における、事故・怪我への責任の所在（賠償責任など）
- □ 生徒との関係性や、指導方針（勝利至上主義など）の違いへの懸念
- □ 兼職兼業の手続き（書類作成等）が煩雑そうだから
- □ その他（具体的に記入してください）

Q3．部活動の地域展開や教員の兼職兼業に関して、ご意見やご要望などがあれば自由にご記入ください。

入力文字数： 0 / 2000

閉じる

アンケート集計表

集計日: R8.9.30 17:00現在

様式ID	00679	回答数	回答率
様式名	部活動の地域展開に伴う「兼職兼業」に関する意向調査（アンケート）	371	80.5%

Q1.（3）	現在の勤務形態	回答数	回答率
回答	管理職	30	8.1%
	教諭	227	61.2%
	常勤講師	31	8.4%
	非常勤講師	35	9.4%
	その他	48	12.9%

Q1.（4）	現在、部活動の顧問を担当していますか	回答数	回答率
回答	担当している	79	21.3%
	担当していない → Q2. に飛びます。	292	78.7%

Q1.（5）	その部活動の経験・専門性	回答数	回答率
回答	自身に競技・活動経験があり、技術指導ができる	36	45.6%
	経験はないが、ルール等の知識があり多少の指導はできる	20	25.3%
	未経験であり、技術指導は難しい	23	29.1%

Q2.（1）	部活動が地域展開された際、兼職兼業の手続きを経て、地域クラブの指導に携わることを希望しますか？	回答数	回答率
回答	積極的に希望する（条件に関わらず携わりたい）	4	1.1%
	報酬や活動時間などの条件が合えば希望する	23	6.2%
	現時点ではどちらともいえない（条件次第で検討したい）	47	12.7%
	希望しない（条件に関わらず行うつもりはない） → （6）に飛びます。	297	80.0%

Q2.（2）	兼職兼業として従事する場合、どの程度の報酬であれば希望（または検討）しますか？	回答数	回答率
回答	報酬は必要ない	4	5.4%
	時給1,500円～2,000円未満	29	39.2%
	時給2,000円～2,500円未満	23	31.1%
	時給2,500円以上	15	20.3%
	その他（具体的な金額をご記入ください）	3	4.0%

Q2.(3)	報酬の「支給形態」や「手当」について、重視するポイントは何ですか？	回答数	回答率
回答	明確な「時給制」であること（実労働時間に応じた支給）	48	28.9%
	1回（1日）あたりの「定額制（日当）」であること	18	10.8%
	交通費（ガソリン代・公共交通機関費）が実費支給されること	42	25.3%
	大会引率や遠征の際、宿泊費や食費などの手当が別途支給されること	53	31.9%
	その他（具体的な内容をご記入ください）	5	3.1%

Q2.(4)	希望する「活動頻度・時間」について教えてください。	回答数	回答率
回答	土日どちらか片方のみ（週1日程度）	47	49.0%
	土日両方（週2日程度）	3	3.1%
	月に1～2日程度	17	17.7%
	長期休業中（夏休み等）のみ	17	17.7%
	その他（具体的な頻度・期間についてご記入ください。）	12	12.5%

Q2.(5)	指導・従事を希望する種目について教えてください。	回答数	回答率
回答	現在顧問をしている種目	24	32.4%
	自身の専門・経験のある別の種目（具体的にお答えください）	36	48.6%
	種目にはこだわらない（運営補助や引率等のサポートでも可）	14	19.0%

Q2.(6)	兼職兼業を行うにあたり、不安に感じる点や、希望しない理由は何ですか？	回答数	回答率
回答	本務（学校業務・授業準備等）への影響や、自身の体力的な負担	261	28.6%
	休日（プライベートや家庭）の時間をしっかりと確保したいため	269	29.4%
	報酬（謝礼金等）の支給額や、手当の基準が不明確なため	79	8.6%
	地域クラブでの活動中における、事故・怪我への責任の所在（賠償責任など）	122	13.3%
	生徒との関係性や、指導方針（勝利至上主義など）の違いへの懸念	87	9.5%
	兼職兼業の手続き（書類作成等）が煩雑そうだから	61	6.7%
	その他（具体的に記入してください）	35	3.9%

倉吉市中学校部活動地域展開等に関する意見とりまとめの方向性（案）

柱１　休日における部活動地域展開等の方向性と目標時期について

➢休日における部活動の地域展開は、どのような形態で何年度までを目標として取組むのか。

・本市の実情にあった地域展開等の在り方

※地域連携型・拠点校型（合同部活動・合同練習）・地域展開型

・地域展開等の時期

・モデル事業の実施

柱２　指導者の確保について

➢部活動指導員等及び既存地域クラブ活動指導者の人材確保をどのように進めるのか。

・競技団体との連携による確保

・指導者の育成・研修

・県指導者バンクとの連携

・教職員の兼職兼業

柱３　既存地域クラブ活動運営団体等の確保と支援について

➢受皿として既存地域クラブ等を活用し、部活動の地域展開を図るのか。

・スポーツ協会・スポーツ少年団、既存地域クラブなど関係団体との連携

・既存地域クラブの活用の検討

・「認定地域クラブ」認定制度の活用と運営団体等への支援

柱４　生徒の活動機会の確保、既存地域クラブ活動等への接続について

➢どのように既存地域クラブ活動等へ接続し、生徒の活動機会を確保、充実させていくのか。

・コーディネーターの配置（教育委員会事務局、学校、その他）

柱５　活動場所の確保の支援、移動の在り方について

➢どのように休日における生徒の活動場所の確保の支援と移動の在り方をどう考えるのか。

・学校施設、社会体育施設等の活用

柱６　受益者負担の在り方について

➢どのように受益者負担と既存地域クラブ負担のバランスを取っていくのか。

・謝金・報酬の扱い

・活動機会への参加に格差が生じないような受益者負担の扱い

・費用負担の目安

柱７　情報発信、周知方法について

➢どのように保護者や児童生徒へ情報発信し、周知していくのか。

・保護者・生徒、地域への説明、関係者間の情報共有

・拠点校部活動、既存地域クラブ活動の情報提供

認定地域クラブ活動について

「部活動改革及び地域クラブの推進等に関する総合的なガイドライン」
別冊資料　地域クラブ活動に関する認定制度
➢鳥取県公立中学校等における部活動の地域展開・地域連携に向けた推進計画
（令和８年度～令和 10 年度）（確定版）

１．定義・呼称

○　本ガイドラインに示す認定要件及び認定手続等に基づき、対象となる公立の中学校を設置する市町村等が、中学校等の部活動を継承・発展させた生徒のスポーツ・文化芸術活動として認定した活動を「認定地域クラブ活動」という。

○　市町村等が自ら運営団体・実施主体となり、本ガイドラインに示す認定要件に沿って地域クラブ活動を実施する場合には、当該地域クラブ活動は、認定を受けたものとみなし、これも「認定地域クラブ活動」と呼ぶこととする。

※各地域クラブ活動を統括する団体を「運営団体」、個別の地域クラブ活動を実際に行う団体を「実施主体」という。

２．認定要件

（１）　学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること

＜確認事項＞

○　生徒の自主的・主体的な参加による活動であり、競技性や成果のみに偏重するのではなく、生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保し、生涯にわたってスポーツや文化芸術を楽しみ、豊かに関わるために必要な資質・能力等を育てることを目指した活動であること。

○　市町村等が定める対象区域内に居住する生徒を主な対象とした活動であること。なお、競技力強化等の観点から広域から生徒を集めることは認められない。

○　選抜等を行わず、参加を希望する生徒を広く受け入れること。

➢　競技性（一つの競技種目に特化、競技力強化）や成果のみに偏重せず、休日の生徒の豊かで幅広い活動機会を確保することを目的として設立し、参加を希望する生徒を選抜等せず広く受け入れている。また、可能な限り平日も活動機会を確保できることが望ましいが必須の条件とはしない。

➢　これまで部活動が、学校教育の中で担ってきた教育的意義や目的について継承・発展させた活動を通じた生徒の人間形成に寄与することを目的として活動している。

（２）　適切な活動時間や休養日が設定されていること

＜確認事項＞

○　生徒の心身の成長に配慮して健康に生活を送れるよう、週２日以上の休養日を設定し、活動時間は、平日は１日２時間程度以内、休日は１日３時間程度以内とし、週当たりの活動時間は 11 時間程度の範囲内とすること。その上で、できるだけ短時間で合理的かつ効率的・効果的な活動となっていること

○　年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会の日程等）や毎月の活動計画（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を策定し、公表していること。

➢ 国ガイドライン（令和７年12月版）及び公立中学校等の部活動方針又は子どものスポーツ活動ガイドライン（平成26年３月県教育委員会策定）を遵守した活動を行っている。なお、休日と平日の両方を地域展開した場合の地域クラブの活動時間と休養日の設定は以下のとおりとする。

（ア）１日の活動時間は、平日２時間程度、休日３時間程度とし、最大週当たり11時間程度を目安とする。

（イ）平日は、午後４時から午後８時30分までのうち２時間程度とし、休日は午後６時までの日中のうち３時間程度を基本とする。

（ウ）休養日は、平日、休日を区別することなく週当たり２日以上設定する。

（エ）生徒の健康面・安全面及び家庭への負担を考慮し、学校の始業前（早朝練習）は実施しない。

（オ）長期休業中については、市町村と地域クラブで協議の上、別途調整し設定する。

（３）　活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること

＜確認事項＞

○　国が示す参加費等の金額の目安を踏まえつつ、地域の実情や競技種目等の特性等に応じて、地域クラブ活動を持続的・安定的に運営していくために必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること。

（４）　適切な指導の実施体制が確保されていること。

＜確認事項＞

○　地域クラブ活動において指導や指導補助、見守り等を行う人材（以下「指導人材」という。）が、暴力　・暴言・ハラスメント、いじめ、無視等の行為は、許されない行為であることを理解し、自らこうした行為を行わないとともに、参加生徒同士のこうした行為も許さないことを誓約すること。

○　市町村等が定める研修を受講し、市町村等に登録された指導人材が活動に携わること。

○　持続的・安定的な活動を確保するとともに、事故や暴力・暴言　・ハラスメント等の不適切行為を防止する観点から、原則として、複数の指導人材が携わること。

（５）　適切な安全確保の体制が確保されていること。

＜確認事項＞

○　生徒の発達段階や健康の状態、気温や湿度、暑さ指数（WBGT）等の環境を考慮のうえ、適切な指導内容や活動時間、休息時間、水分補給の機会等を設定するとともに、活動場所の管理主体と連携した施設・設備・用具の点検等を行い、事故防止を徹底すること。

○　市町村等、地域クラブ活動の運営団体・実施主体、活動場所の管理主体等との間で、あらかじめ、事故等が発生した場合の対応や責任関係等を明確化していること。

○　保護者や関係機関への緊急時の連絡体制の整備等を行い、事故発生時の対応を適切に行うこと

○　参加者及び指導人材が、自身の怪我等を保障する保険や個人賠償責任保険に加入していること。

➢ 適切な運営体制が確保されるとともに、生徒の安全確保ができる体制が整っている。

（６）　適切な運営体制が確保されていること。

＜確認事項＞

○　地域クラブ活動の実施主体等において、少なくとも、次の内容を含む規約等を作成・公表していること。また、関係法令を遵守するとともに、規約等に基づき適切な運営が行われていること。

・団体の目的
・役員（代表、副代表、会計、監事）の選任・解任に関すること。
・総会の運営など団体の意思決定に関すること
・会員の入退会、参加費等に関すること。
・予算・決算の審議・承認に関すること。

○　公正かつ適切な会計処理が行われ、透明性を確保するために関係者に対する情報開示が適切に行われていること。

○　営利を主たる目的とせずに運営すること。

○　大会・コンクールに参加する場合には、その運営に積極的に協力すること。

（７）　学校等との連携が適切に行われていること。

＜確認事項＞

○　地域クラブ活動の活動方針や指導方針、スケジュール等を生徒の在籍する中学校等と共有すること。

○　生徒の活動状況や活動実績等について、生徒の在籍する中学校等と必要な情報を共有するとともに、情報を適切に管理すること。

○　市町村等が学校と連携して生徒・保護者等に対する情報提供等（小学校高学年時の体験会、中学校等入学時のオリエンテーション、アプリなどによる地域クラブ活動の実施状況等の情報提供等）を円滑に行うことができるよう、必要な協力を行うこと。

○　活動場所として学校施設を活用する場合や希望する教師等による兼職兼業が行われる場合等には、その円滑な実施のため、市町村等や学校との必要な連絡調整を行うこと。

➢　学校等との連携が適切に行われている。

（８）　平日は中学校部活動で活動している生徒を受入れられていること。

＜確認事項＞

○　平日は学校部活動に参加している生徒が、認定地域クラブに何人参加しているのかを確認すること。あわせて、市内の生徒が何人在籍しているのかも確認すること。

３　認定制度に伴う影響

○　認定後は、該当競技の部活動については、休日の活動を行わないこととする。

例）地域クラブのバレーボールチームを認定地域クラブに認定した場合、市内中学校のバレーボール部活動は、休日に活動することができない。

○　市が認定制度を制定した場合は、市が認定した「認定地域クラブ」のみが、中体連主催の大会に出場することができる。（部活動は引き続き、出場できる。）

例）すべての競技において地域クラブは、市の認定を受けないと中体連主催の大会に出場することができないが、すでに中体連から認定されている地域クラブは、２年間の猶予期間内に、市の認定を受けなければならない。

※市が認定制度を実施していない場合は、今まで通り、中体連が認定した地域クラブが中体連が主催する大会に出場することができる。

倉吉市中学校部活動地域展開等推進協議会設置要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、倉吉市立中学校における部活動（以下「部活動」という。）について、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化活動に親しむ機会を確保・充実及び学校における働き方改革の推進を図る観点から、部活動の地域展開等に取組むため、地方自治法第138条の４第３項に規定されない、私的諮問機関その他の会議体等として倉吉市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が設置する倉吉市中学校部活動地域展開等推進協議会（以下「推進協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事項）

第２条　推進協議会は、次に掲げる事項について協議検討し、意見をとりまとめる。

（１）　部活動の地域展開等に係る計画の推進に関すること。

（２）　部活動の現状と問題点及び課題等に関すること。

（３）　部活動における教職員の負担軽減に関すること。

（４）　地域展開を推進するための仕組みづくりに関すること。

（５）　生徒及び保護者、スポーツ文化関係者、学校関係者等への調査・周知に関すること。

（６）　前各号に掲げるもののほか、部活動の地域展開等に必要な事項に関すること。

（組織）

第３条　推進協議会は、委員12人以内をもって組織する。

２　前項の委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

（１）　倉吉市スポーツ団体の関係者

（２）　倉吉市中学校体育連盟の関係者

（３）　倉吉市中学校文化連盟の関係者

（４）　倉吉市立中学校PTA連合会の関係者

（５）　倉吉市地域学校委員会の関係者

（６）　学識経験者

（７）　前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

（委員の任期）

第４条　委員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

２　補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（臨時委員）

第５条　前２条の規定にかかわらず、特別の事項を協議するため必要があると認めるときは、推進協議会に臨時委員を置くことができる。

２　臨時委員は、特別の事項に応じて、教育委員会が委嘱する。

３　臨時委員の任期は、特別の事項に関する協議が終了するまでの期間とする。

（会長及び副会長）

第６条　推進協議会に会長及び副会長を置き、委員（臨時委員を除く。）の互選によりこれを定める。

２　会長は、推進協議会の会務を総理し、推進協議会を代表する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、その職務を代理す

る。

（会議等）

第７条　推進協議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

２　会長は、緊急を要するため推進協議会を招集する時間的余裕がないと認めるときその他やむを得ない事由があると認めるときは、書面又はオンラインの方法により前項の会議に代えることができる。

（会議の公開等）

第８条　推進協議会の会議の公開は、倉吉市情報公開条例（平成13年倉吉市条例第24号）第21条の定めるところによる。

２　推進協議会の会議について会議録を作成した場合は、倉吉市情報公開条例第10条の規定による不開示情報を除いて、これを公開する。

（庶務）

第９条　推進協議会の庶務は、教育委員会において処理する。

（その他）

第10条　この要綱に定めるもののほか、推進協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附　則

この要綱は、令和７年７月４日から施行する。